

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

## 証拠説明書

(原告ら第35・第36準備書面関係)

2023(令和5)年11月24日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子  
同 寺原 真希子  
他

号証	標目	作成	作成者	立証趣旨
甲A	(原本・写しの別)	年月日		
585-1	Family outcome disparities between sexual minority and heterosexual families: a systematic review and meta-analysis	写し 2022年 8月	Yun Zhang 他	法律上異性のカップルとその子の家族としての関係と法律上同性のカップルとその子の家族としての関係には本質的な差はなく、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同様、子の福祉の観点から親としての責務を十分に果たしていることが実証的研究によっても裏付けられていること。
585-2	性的マイノリテ	写 2023年	原告ら代	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

	イ家庭とヘテロセクシャル家庭の間の家族アウトカムの格差に関する系統的レビューとメタアナリシス	し	11月24日	理人	
586	民事関係 【12】 法曹時報68巻7号169頁以下	写し	2016年7月	飛澤知之	判例が民法772条の解釈として血縁説を採用していないこと。
587	提供精子を用いた人工授精に関する見解	写し	2015年6月	日本産婦人科学会	生殖補助医療を利用し、第三者から精子提供を受けて人工授精すること(いわゆるAID)について、現状、法的な規制がなく、運用上、日本産婦人科学会が作成した甲A587号証の見解に基づき実施されているのが現状であること。 上記見解では、AIDの被実施者の条件の一つとして「法的に婚姻している夫婦」であることがあげられていること。
588	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	写し	2003年4月28日	厚生科学審議会生殖補助医療部会	甲A587号証において、AIDの被実施者の条件の一つとして「法的に婚姻している夫婦」であることがあげられているが、これは、甲A588号証に沿った条件であること。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

					甲A588号証によれば、このような条件が設けられているのは、「法律上の夫婦以外の独身者や事実婚のカップルの場合には、生まれてくる子の親の一方が最初から存在しない、生まれてくる子の法的な地位が不安定であるなど生まれてくる子の福祉の観点から問題が生じやすい」ためであるとされていること。
589	代理懐胎に関する見解	写し	2003年 4月	日本産婦人科学会	いわゆる代理懐胎については、現行法上、これを明確に禁止する法令は存在しないが、代理懐胎には様々な倫理上、立法上の課題があることから、運用上、日本産婦人科学会の甲A第589号証の見解に基づき実施が禁止されているのが現状であること。
590	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定)	写し	2002年 3月15日	内閣	2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、2002年3月に同法に基づいて「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記されたこと。
591	性の在り方の	写し	2019年 4月20日	藤戸敬貴	2018年8月8日、コスタリカ最高裁判所は、いわゆる同性婚の禁止は憲

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

	多様性と法制 度－同性婚、 性別変更、第 三の性－				法違反であるとの判決を下し、立法 府に対し、同判決文の公表から18か 月以内に法改正をすることを求め たこと。
--	------------------------------------	--	--	--	--

以 上